

総合評価方式による 自動販売機設置事業者募集要項

平成28年9月

三芳町

自動販売機設置事業者公募スケジュール

1 公募要項配布

平成28年 10月3日（月）から

三芳町ホームページに掲載します。

2 質問受付

平成28年 10月4日（火）から

平成28年 10月18日（火）正午まで

受付した質問のうち、各配置希望事業者に共通する質問事項及び回答は、取りまとめて平成28年10月12日（水）までに三芳町ホームページに掲載します。

3 参加申込み

平成28年10月13日（木）から

平成28年10月18日（火）まで

参加を希望する者は、参加申込書（様式第1号）と併せて必要書類を下記提出先まで、直接持参にて提出してください。

《提出先》 三芳町立藤久保公民館

（土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）

4 設置予定事業者決定

平成28年10月27日（木）まで

選定委員会にて設置予定業者を決定し、その旨を書面にて通知します。

5 契約締結

平成28年11月4日（金）まで

上記契約締結期限までに三芳町と賃貸借契約を締結してください。

6 自動販売機設置

平成28年11月30日（水）（予定）

目 次

1	目的	P 1
2	応募資格要件	P 1
3	募集事項及び条件等	P 2
4	応募手続き	P 2
5	参加資格の確認等	P 4
6	設置予定事業者の決定方法等	P 4
7	失格に関する事項	P 5
8	無効な応募等	P 6
9	契約	P 6
10	設置予定事業者の取消し等	P 6
11	質問方法	P 7
12	その他	P 7
13	問い合わせ先	P 7

添付資料

1 各種様式

- (1) 参加申込書（様式第1号）
- (2) 貸付料提案書（様式第2号）
- (3) 自動販売機設置に係る提案書（様式第3号）
- (4) 誓約書（様式第4号）
- (5) 質問書（様式第5号）
- (6) 委任状（様式第6号）

2 町有財産賃貸借契約書（案）

3 災害時における飲料の提供・調達に関する協定書（案）

4 自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

5 物件調書

自動販売機設置事業者募集要項

三芳町では、庁舎内に飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を募集し、公募による総合評価方式によって設置予定事業者を決定し、当該事業者と町有財産賃貸借契約を締結します。

自動販売機設置事業者の募集に参加を希望される方は、本募集要項及び仕様書を熟知の上、参加してください。

1 目的

町有財産の有効活用を図り、町の自主財源の確保及び設置業者選定手続きの公平性や透明性を高める。

2 応募資格要件

次のすべての要件を満たすこと。

- (1) 法人、個人ともに下記対象地域内に本店、支店又は営業所を有し、事業を営んでいること。
※対象地域：三芳町、富士見市、ふじみ野市、川越市、所沢市、狭山市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、飯能市、毛呂山町、越生町、朝霞市、志木市、和光市、新座市
- (2) 国又は地方公共団体(市町村職員共済組合等を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約等を、過去2年間の間に数回(数か所)以上すべて誠実に履行していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及び構成員でないこと。
- (5) 県税(法人・個人事業税、法人県民税)及び町税(法人町民税、住民税、固定資産税)を滞納していないこと。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 極めて悪質な談合・独占禁止法違反行為により、三芳町競争入札参加資格を抹消された者については、2年を経過している者であること。

3 暮集事項及び条件等

- (1) 自動販売機を設置するための町有財産の賃貸借
- (2) 貸付場所及び面積(設置台数)
別添仕様書による。
- (3) 貸付期間
別添仕様書による。
- (4) 機器仕様及び貸付条件等
別添仕様書による。
- (5) 暮集する事業者は、物件番号（貸付箇所）ごとに選定する。

4 応募手続き

参加を希望する者は、参加申込書(様式第1号)を提出し、応募資格要件を有することを証明しなければならない。

(1) 提出期間

平成28年10月13日(木)から平成28年10月18日(火)までの午前9時から午後5時までの間(ただし、土日祝日、を除く)

(2) 提出場所

入間郡三芳町大字藤久保185番地1

三芳町立藤久保公民館

電話：049-258-0690

(3) 提出書類

	提出書類	法人	個人
①	参加申込書（様式第1号）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②	貸付料提案書（様式第2号）※物件番号ごとに1部	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
③	自動販売機設置に係る提案書（様式第3号）※物件番号ごとに1部	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
④	誓約書（様式第4号）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑤	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	<input type="radio"/>	
⑥	納税証明書 次頁「添付する納税証明書一覧」参照	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑦	身分証明書		<input type="radio"/>
⑧	確定申告書(写)		<input type="radio"/>
⑨	印鑑証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑩	設置する自動販売機のカタログ※物件番号ごとに1部	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(注) 1 証明書類は発行後3ヶ月以内のものとする。

- 2 複数物件を申し込む場合、②・③及び⑩について、物件ごとに 1 部、他の書類については、事業者ごとに 1 部を提出のこと。
- また、「カタログに付せんなどで物件番号を記入する」「設置する自動販売機のカタログ写真を赤ペンで丸をする」などして、申し込みする物件に設置する自動販売機がどれなのか分かり易くしておくこと。
- 3 貸付料提案書(様式第 2 号)は、封筒に入れた後、封筒の継目部分に割印し、提出のこと。
- 4 提出書類は返却しない。

※ 添付する納税証明書一覧

法人用

証明書の種類	法人事業税(県税)	法人県民税(県税)	法人町民税(市町村税)
証明書交付機関	埼玉県 県税事務所	埼玉県 県税事務所	三芳町役場 税務課管理係
三芳町内に本店、支店又は営業所を有する者	○	○	○
三芳町外で埼玉県内に本店、支店又は営業所を有する者	○	○	

個人用

証明書の種類	個人事業税(県税)	市町村民税
証明書交付機関	埼玉県県税事務所	三芳町役場税務課管理係
三芳町内に事業所を有する者	○	○
三芳町外で埼玉県内に事業所を有する者	○	

法人・個人共通

証明書の種類	固定資産税
証明書交付機関	三芳町役場税務課管理係
三芳町内に土地・建物を有する者	○

- (注) 1 納税証明書は、発行後 3 ヶ月以内のものを提出すること。
- 2 各納税証明書は、それぞれ直近 1 事業年度分を提出すること。

(4) 提出方法

提出期間内に、提出に必要な書類を提出場所に直接持参とし、郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。

(5) 貸付料提案書(様式第2号)に記載する金額

消費税を考慮しない年額の提案額を記載すること。

なお、賃貸借契約については、提案額に当該年額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該年額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって賃貸借契約額とする。

5 参加資格の確認等

参加資格を有することを証明する書類として、上記4(3)に掲げる提出書類一式を指定の期限までに提出し、参加資格の確認を得なければならない。また、選定事務の担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、参加者の負担において説明をしなければならない。

6 設置予定事業者の決定方法等

(1) 設置予定事業者の決定方法

内容点及び価格点の合計点数(以下、「総得点」という。)の最も高い者を設置予定事業者とする。

※ 総合点の算定方法

$$\text{総得点} = \text{内容点} + \text{価格点}$$

(I) 内容点 30点

	評価項目	評価の視点	小計点
1	社会貢献度	町事業に対するボランティア活動、設置施設への事業協力	5点
		町との協定に基づく協力体制	5点
2	自動販売機付加機能	省エネルギー性能、防災対策機能、AED搭載型など	5点
3	次世代自動販売機機能	電子マネー、タッチパネル式など	3点
4	自動販売機のデザイン	外観色、ユニバーサルデザイン	4点
5	管理体制	故障時の対応、苦情への対応、商品管理体制	5点
6	商品内容	販売商品内容、取扱銘柄数	3点

(II) 價格点 70点

1	提案価格	提案貸付料に基づき算定	70点
---	------	-------------	-----

(III) 総得点 100点

(2) 審査の方法

本件に係る落札者を決定するにあたり、提出書類を公正に審査し、設置予定事業者の決定を審議するため、「三芳町飲料水等自動販売機設置事業者選定委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(3) 設置予定事業者の決定時期

平成28年 10月27日(木)までに審査委員会により決定する。

(4) 選定結果の通知

平成28年10月28日(金)までに、選定された者に対しては選定された旨を、選定されなかった者に対しては選定されなかった旨を、それぞれ書面により通知する。

なお、審査結果に対して、審議の申し立ては受け付けない。

(5) 設置予定事業者決定の例外

設置予定事業者の決定時期において応募資格を満たしていない者は、設置予定事業者としない。

また、総得点の最も高い者を設置予定事業者とすることが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適当と認められる場合は、その者から、事情を聴取の上、合理的な理由がないと認められる場合は、その者を設置予定事業者とせず、次点の者を設置予定事業者とする。

(6) 設置予定事業者の公表について

設置予定事業者と契約を締結したときは、次の事項について三芳町ホームページに掲載するものとする。

- ・公募自動販売機数
- ・公募参加者数
- ・各設置事業者との契約締結日
- ・各設置事業者名
- ・各設置事業者の総合評価方式の得点(総得点)

7 失格に関する事項

- (1) 自動販売機設置に係る提案書(様式第3号)の各提案内容が、すべて記載されていないとき。(※該当無しの場合はその旨を記載すること。)
- (2) 貸付料提案書(様式第2号)に記載された金額が、予定価格未満の金額で見積をしたとき。

8 無効な応募等

(1) 次のいずれかに該当する応募は無効とする。

ア 不正行為による応募

イ 貸付料提案書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明確など
き

ウ 貸付料提案書の記名押印を欠くもの及び金額を訂正したもの

エ 参加申込書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行ったもの

オ その他募集に関する規定等に違反した応募

(2) その他

ア 提出した書類は、提出期限を過ぎた後は、書き換え、差し換え又は撤回をするこ
とはできない。

イ 設置予定事業者を公正に選定できないなど、特別な事情があると認めるときは、
選定時期を延期し、又は取り止めことがある。

9 契約

(1) 別添契約書(案)のとおりとする。

(2) 設置予定事業者は、平成28年11月4日(金)までに、契約書を記名押印のうえ、
三芳町に提出し、町と賃貸借契約を締結する。

10 設置予定事業者の取消し等

(1) 次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての選定を取り消すものとす
る。

ア 上記9の(2)に示す期日までに、契約書が提出されなかったとき

イ 応募の提案内容に虚偽の報告があったとき

ウ 設置予定事業者が応募者の資格を失ったとき

エ 著しく社会的信用を損なう行為などにより、設置事業者として相応しくないと本
町が判断したとき

(2) 上記(1)により、設置予定事業者の選定を取り消したとき及び設置予定事業者が契
約を締結しないときは、次点の者と随意契約交渉を行う(予定価格以上のもの)。

11 質問方法

自動販売機設置事業者募集要項に対する質問方法等は、次による。

(1) 質問方法

質問は、平成28年10月4日(火)から平成28年10月11日(火)正午までに、
質問書(様式第5条)の様式を使用し、原則として電子メール(又はファックス)によ

り、下記13に示すあて先に提出する。また、現場説明は実施しない。

ただし、現場確認を必要とする場合は、下記13の担当あてに電話連絡により日時を定め質問期間内に限り実施することができるものとする。

なお、質問の提出にあたっては、事前又は事後速やかに提出する旨又は提出した旨を下記13の担当あてに電話連絡すること。

(注意)質問は必要最小限とすること。

受付期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

ただし、応募手続など事務手続に関する質問はこの限りではない。

(2) 質問への回答

原則として、質問者に対し電子メール又はファックスで個別に回答する。又、各設置希望事業者に共通する質問事項及び回答は、とりまとめて平成28年10月12日(水)までに三芳町ホームページに掲載する。

12 その他

- (1) 本書に定めがない事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)の定めるところによる。
- (2) 本書を入手した者は、本件手続以外の目的で本書を使用してはならない。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置及び現に受けている行政財産使用許可の取消を行うことがある。

13 問い合わせ先

入間郡三芳町大字藤久保185番地1

三芳町立藤久保公民館 鈴木・小沼

電 話: 049-258-0690

FAX: 049-258-9625

e-mail:fujiko@town.saitama-miyoshi.lg.jp